

院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、 診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書

物価高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。中でも、医療、介護、障害福祉、保育などの現場で働くケア労働者の労働実態が深刻さを増している。低水準に抑え込まれた賃金が人手不足を加速させ、現場の体制維持に大きな支障をきたし、事業所の倒産や休廃業もひろがっている状況である。

医療、介護、福祉、保育などのケア労働者は、資格が必要であることなど専門性が高く、いのちや健康、くらしを守る社会的役割の大きい仕事であるのにもかかわらず、低賃金に留め置かれている。看護師は夜勤をしても全産業平均にとどかず、介護職場の賃金は他産業と比較して11万円低いことが明らかになっている。学童保育指導員は、会計年度任用職員も含め非正規雇用など不安定な雇用形態が圧倒的に多く、賃金引き上げの声さえ出しにくい状態で働いている。こうしたケア労働者の低い処遇・労働条件が人手不足に拍車をかけ、サービス提供にも影響を及ぼしている。

ケア労働者の賃金は、診療報酬や介護報酬、障害福祉サービス等報酬、保育の公定価格など、国が定めた基準をもとに算定された『公定価格』に準拠している。しかし、『公定価格』は憲法で保障された「労働者とその家族が健康で文化的な生活」を送るために必要な生計費や専門性に基づいてではなく、前年実績などから見積もられているため、低賃金を強いる要因となっている。

今後、26年度の診療報酬、27年度の介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定などが予定されているが、安心して医療や介護、子育て支援などが受けられる持続可能な地域・社会を実現するためには、国の責任で、医療や介護、福祉事業所などの収入源、ケア労働者の賃金の原資となる「公定価格」の緊急の引き上げが必要である。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実施を求めます。

記

1. 診療報酬や介護報酬などの公定価格について、物価高騰や人件費増を賄うことができる水準までただちに引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月11日

福島県西郷村議会

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
子ども家庭庁長官様